

三社託宣の歴史的及び批評的研究

(承前)

文學士 星野 日子四郎

(三)春日大明神の御託宣と稱せらるゝものは(偽書倭論語には此外諏訪大明神神託として略ぼ同意味のものを記せり)諸神本懐集に見ゆる八幡大菩薩託宣の一部の漢譯なること明かにして、而して又慈悲の教は天照皇太神宮を始め諸神共通の御教なること、斯の如き種類の神書に頻々散見するを見ても察知し得べし。而して此託宣中最も着眼すべきは、我原始神道の甚しく外穢を嫌ふことが、佛敎の唯心觀の影響を受けて、内清淨即ち心の淨きことを主とするに至り、心にして清淨ならんか、二親の喪中と雖も以て神に事ふべしと説くに至れることなりとす。又以て思想推移の一端を窺ふべし。

鴨長明の發心集に

日吉の社に參る僧死人をとりあやしむ事、

中比の事にや、事もなき法師の世にあり佗て、京より日吉のやしろへ、百日まいるありけり。八十日あまりになりて、下向する様に、大津といふところを過けるに、ある家

の前にわかき女の、人めもしらす、さくりもあへず、よゝとなきたてるあり。此僧○中さしよりて、何事をかかなしむととふ、女のいふやう。御すがたを見たてまつるに物詣し給ふ人にこそ、と更えなむきこゆましきといふ。○中 懇に尋ぬれば、そのことに侍り、我母にて侍るもの、日比なやましようつかまつりつるを、けさつるにむなしくみなして侍るなり。○中 僧○中 心に思ふやう、神は人を哀み給ふ故に濁れる世に跡を垂れ給へり、これをきゝながら争でかなさけなくすきん、我かくほと深きあわれみをおこせる事覺えず、佛もかゝみ給へ、神もゆるし給へと思ひて。なわひ給ひそ、我ともかくもひきかくさむ、外にたてれば、人めもあやしとてはひ入ぬ。○中 夜にかくれて、便よき處にうつし送りつ。其後いもねられさりけるまゝに、つく／＼思ふ様、さても八十よ日まいたりたりつるを、いたつらになしてやみなんこそ口惜しけれ、我此事名利のためにもせず、たゞまいりて神の御ちかひのやうをも知らん。生れ死ぬるけからひは、いはゝかりのいましめにてこそあらめと、強く思ひて、曉水あみて、是れより又日吉へうちむらぎてまいる、道すがらさすかにむねうちさはき、そら恐しき事かきりなし。参りつきて見れば、二の宮の御前に、人所もなくあつまれり、只今十禪師のかんなきにつき給ひて、様々の事をの給ふ折節なり。此僧身のあやまりを思ひしりて、ちかくはえ寄らず、

物かくれに遠くゐて、かたのごとく念誦して、日をかゝぬ事を悦びて歸らんとする程に。かんなき遙かに見つけあそこなる僧とはいはれて、心をろかならんやは、されどのがるべきかたなくて、わなゝくゝさし出たれば。畧○中ちかくと呼び寄せてのたまふやうは、僧のよむへせし事を、あきらかに見しそとのたまへるに、身のけよたちむねふたかりて生ける心ちもせず。かさねてのたまふやう、汝恐るゝ事なかれ、いしくするものかなと見しそ。我もとより神にあらず、あはれみのあまりに、跡を垂れたり、人に信をおこさせんが爲めなれば、物を忌む事も又かりの方便なり、さとりあらん人はおのづからしりぬべし。但此事人にかたるな、愚なる者は汝があはれみのすぐれたるにより、せいする事をば知らず、みだりにこれを例とし、わづかに起せる信も又亂れなむとす。もろゝの事人にゆるべき故なりと、こまやかにうちさゝやきてのたまふ。僧の心なゝめならずあはれにかたじけなく覺えて、涙を流しつゝ出にけり。その後、事にふれてりしやうとおぼゆる事おほかりとなん。

此事寢覺記にも亦見ゆ

又砂石集にも

神明慈悲貴給事

として砂石集は慈悲のためには吉野藏王權現は死穢僧常觀を驪迎し又高野の天野明神は骨を携へたる僧性蓮を欣招し日吉の神も死親を弔へる僧侶を寛容し熱田大明神は承久の役亂を此社頭に避けたる人に對し身汚れたる者を嫌ひ給はざりしと宣ひし話を列擧し神託の「我は物をばいまぬぞ慈悲こそたつとけれ」の語を擧げされば神明の御心はいづれもかはらぬにこそたい心清くば身も汚れなし」と結論せり。諸神本懷集及び三社託宣に見ゆるものは畢竟この思想に外ならず。

然れども是明かに神祇令義解に「穢惡者不淨之物鬼神之所惡也」とある如く我原始神道が觸穢を忌むの思想を著しく逸脱せるものにして古代の精神に則れる法令に背馳し且つ實際の慣行にも一致せざるところあるなり。今春日の例を擧ぐれば

諸社禁忌

一 死穢

春日廿个日加茂勿論の如喪家三十日きは喪家五十日禪之伊勢なり

一 服忌

春日重服一年假問禪之輕服

然れば古代の神道にのみ着眼せる伊勢貞丈等の三社託宣に下せる本文批評的攻撃

も眞に理なしとなさざるなり。神代に在りては伊弉諾尊が神退去ましまし伊弉冊尊の御死體を黄泉に見給ひしを以て穢れたりとして、橘之小門に祓濯し給ひし等、死穢を忌むは神代よりの思想たること辨を待たず。勿論其頃は未だ後世の如き忌服の明制なく、或は多少の時日間謹愼差控を要せしことあらんも、父母死せし後嚴密なる支那の喪服の禮知らるゝに及び、之と融和して漸く此制設けられしも、法曹至要抄に所謂觸穢事可依時議、即ち觸穢之日、隨事多端、式條所指、於有明文不在此限、難成會釋之類、縱雖有先例、當可依時議、是即王法崇神道、神道從王法、隨時而制宜、自君而作故、無必定例、須仰勅定矣とある如く、父母の喪に遭ふも、其喪家に入らず、即ち穢所に觸れざる限りは、所謂不穢之重服にして、之を以て穢とせず。こは死穢の除外例たること、既に鎌倉時代明法家の勘申に見え、且つ爾後之に準據せられたることありしは事實なり。

拾芥抄

重喪人不混穢所憚否事

中略(親喪に遭ふも、葬家に入らず、喪服を着せず、穢氣無き住所ならば、之に交)
(通するも、觸穢に當らざるか、神事日と雖とも、猶差支なきかとの諸問案)
 此條、不穢服者一身之憚、彼居住之所、通達之條、無苦歎。於神事中者、謹愼之至、如通達相憚之流例歟。

神祇權大副卜部兼員請文

謹請

遭親喪同題見右

右遭父母喪之不相觸彼穢所令居住所者身一人之憚也通達不可有其憚但至於御神事日者可被止人之往返歟。

謹檢先例○中略建保五年九月安貞元年去曆應四年○興國閏四月殿下宣旨局之母儀

他界但宣旨局自年少成于他人子之間今度不受重服不相觸于穢所之上不可有服假

歟又殿下每日神事此時神木御座六條殿興福寺僧噉訴のため闕下に昇ぎ込み願

御拜之後人之通達可為何樣哉事廣有御尋所詮可為不穢之重服也神木御拜之後人

之往返不可相憚之由落居畢以此等例思之非神事日不可憚行觸者乎仍言上如件

權大副卜部兼員請文

問申見右

謹答令喪令云服忌者父母一年神祇式云觸惡事應忌者人死限三十日者據斯等文重

喪人一年間不從神事者也至死穢者可為卅日之條式文分明也而雖重喪無觸穢氣者

不可有憚哉否事雖遭父母喪不混于喪家者更不可有穢之由建保四年三月十六日先

儒明政上○ 厥勤申訖。後愚不能左右矣而已。

前豊前守坂上大宿禰明請請文

謹訪先規。就勅問。建保四年明法博士明政勤云。忌喪家者是死穢也。且服者。只身之憚。神事非穢。人仍雖遭父母喪。不葬家者。更不可有穢云々。然者。件喪人居住所無穢氣之上者。不憚行觸歟。但至神事日者。行觸之條。可有其憚哉。仍言上如件。

明法博士也。大判事坂上明成請文

(上略) 引喪葬令 神祇式 爰遭親喪之仁。依甲所命。不入葬家。無混合之儀。雖爲五旬中。出入同居人。不可有穢。但於神事之時者。一廻之間。可有其憚者也。仍言上如件。

明法博士中原章有請文

神道傳授

穢と服との事

一神代に死の汚を忌事は神代の卷に見えたり。神道は潔を貴ひ是を清まわりと云。故に穢を嫌也。但水火には無穢。入物には穢可有。人の世に至り。禮儀行て後服忌あり。神代にはなし。然は卜部の説に内證にて穢を嫌て服を不嫌。或はゆうを掛け。或はしめを張れば服さはりなし。

要之、是等意見は、畢竟服忌なるものは、倫理的觀念の上に立てられたる穢の觀念にして、其人自ら實際喪に關係せざるときは、其身體汚れざる故に、忌まざるも、差支なしと謂ふに過ぎず。其死穢に關しては、死人の出でし其入物たる家屋は固より穢るゝものと考へられたるは、神代よりの思想にして、之を以て上古歴代御遷都ありし一原因と考ふる一説もある程にて、又近頃まで瀕死者月經者臨産者を別居に移すの風、海島伊豆七島の如き僻村福井縣敦賀の在常宮にては今猶ほ産に遺りしが如き以て見るべし。故に重服福井縣敦賀の在常宮にては今猶ほ産に遺りしが如き以て見るべし。をつけたる人の居る喪屋に、神の來り格り給ふと云ふが如きは、神代以來の正統的思想に非ざるや明かなり。又中世以降と雖も、人々喪服をつけず又喪葬に全く關係なき家屋に在住せば、縦令父母の喪に遭へる人と雖も穢なしと云ふに止るものなり。但しこれとても平日は、兎に角神事の日に於ては此の如き喪に居る人の住居に往來交通することは之を憚るべしと云ひ、衆説之に一致せり。又假りに百歩を譲りて此但書を撤去するも、斯く喪中の人と交通することあるも、その人神事に預りて差支なしと謂ふに止まり、神自身歩を連びて此喪服者の室に來り格ると云ふが如きは、未だ曾て有らざりし思想なり。特に面白きは彼の三社託宣を贊に書きしとの説あるト部兼豊が春日神木拜前には、無穢なりとも重服者と往返すべからざりし先例を引きて、神事の日には之を

憚るべき説を陳べたる事なり。こは明かに三社託宣中に見ゆる春日大明神の、重服深厚之室に趣き給はんと云へるものと思上之の矛盾を來し、從て此三社託宣が彼の作に非ることをも想見し得べきことなり。又兼俱の神道は佛説を雜ゆること甚しく、彼の林羅山をして卜部家説は内證に服を嫌はず注連を張れば服も障りなしと謂ふに在りと絶叫せしめたり、之を春日託宣の前半部、千日注連云々の文字に對照し來れば、益々三社託宣編成が兼俱の手になりしならんとの私案を強からしむるものあり。而して此春日託宣の原形とも見るべき諸神本懷集に、八幡託宣として舉示せらるるものは、勿論春日の託宣と歸趣を同ふすと雖も、之に比し語氣頗る穩當にして文意もよく通達せるを覺ゆるなり。然れども思想事物發展の順序上、外來思想に影響せられて外界の清淨に加ふるに、内心の清淨に着目し、次第に之に重きを置くに至るものあるは自然の勢にして、卜部派の神道思想も亦著しく此色彩を帯びたり、而してこは極めて明かに三社託宣に現はれたり。

夢中問答○僧疎石

略○上伊勢大神宮には幣帛をささぐることをも制し玉ふ、經呪を讀誦するをもゆるされず。我先年勢州に下りて外宮の邊に一宿したることありき。其時一の禰宣

といふ人に其謂れをたづねしかば、此社に詣づる時内外の清淨あり、外の清淨とは精進潔齋して身を穢惡にふれざるなり、内の清淨とは胸中に名利の望をおかざるなり、よのつね、幣帛をさゝげ、法樂をなすことは皆是名利の望を祈り奉らんためなれば内清淨にあらず、此の故にこれを制し玉へり、たとへば政道をたすくる官人の訴人のわいろをとらざるが如し、○中しかればたゞ名利を求むることをやめて内心清淨ならば名位福祿おのづから満足すべし。若しからずば、日々夜々に參詣して幣帛神馬の賄賂をさゝげ、經呪法樂の追従をはげます共、其所望をかなふる事あるべからず、神慮かくのごとし。此事は或託宣の記に見へたり云々、○中又清淨を人にしめさんために、法樂をもうけ玉はじとは託宣ありし故に、有無に法師は出入せぬよしになれり、神は皆佛菩薩の垂跡あり、いかでか實に法師をにくみ玉ふ事あらんや。さればそのかみ高僧の中に入り玉へる人もありきと云々、○下略、下文に利益を萬世にほとと玉ふ云々とあり。

太神宮參詣記○坂佛

就中當宮參詣のふかきならひは、念珠をもとらず、幣帛をもさゝげずして心に祈る所なきを内清淨といふ。潮をかき、水をあひて身にけがれたる所なきを外清淨と

云ふ。内外清淨になりぬれば、神の心と吾心と隔なし、既に神明に同からは何を望みてか祈請の心あるべきや。これ眞實の參宮なりとうけ給はりし程に渴仰の涙とゞめ難し。

神道簡要(渡會家行)

敬神態以清淨爲先、謂從正式爲清淨、隨惡以爲不淨、惡者不淨之物、鬼神所惡也。

神道大意(卜部兼俱)

神道と者心を守る道なり。○中之を守るの要は唯己の心の神を祭に過たるはなし、是を内清淨と云ひ、又外清淨と云ふ。○中汚と云ふは執着の心を忌む義也、忌の字を己が心と作れり以之可知。

羅山先生文集○林道春

詣伊勢皇太神宮之時也、有外清淨焉、有内清淨焉。不食肉、不飲酒、不茹葷、不御女、身不觸凡穢惡、謂之外清淨也、所謂齋也。心敬而忘名利、謂之内清淨也、所謂心齋也、如今世人外清淨尙不爲、而況於内清淨乎。是以未有協于神明者也。○中我聞之禰宜云。

神道傳授(林道春)

一外清淨とは行水をして常の寢所を替るを云。

一内清淨とは精進し其上にて蒜葱の類を不喰を云也。是謂是齋。此二つは輕き神事也。外祓也。

一重神事は身を清て精進するを外清淨と云、心に妄念惡念を拂を内清淨と云也。是内の祓也。

清濁有て後萬物生す、其清濁に二あり、一には身の清濁、二には心の清濁也、心の上にて曰へば智は清也、愚は濁也、正直は清也、邪智は濁なり、慈悲は清、慳貪は濁、直は清、曲は濁、道を行は清、無道は濁、忠孝は清、不忠孝は濁、善清惡濁、これらの事を行ふは身の清也、不行は身の濁なり、是等の事を思は心の清也、不思は心の濁なり、心清は身清、心濁は身濁、みも濁、惣して穢也、故に神は穢を嫌、玉ふ、是神道に穢を忌の子細なり。

略中濁をいやしむ道理、神代より人の代に至る迄定る事なれば、濁を嫌ふこと大法也。と可知、然れども水火には無穢、入物には穢ありと云は神道の習也、若又根本の初に返る時は穢を不嫌、理無にしもあらず、然れども此忌を立ること世の教とせんため也。

一身の穢有、心の穢有、神是を雖嫌、別して心の穢を惡む、惡念の起を心の穢と云ふ。

神道初傳口授(伴部安崇)

清めとて毎日湯水を浴、身の垢をすりみかくことにてはなし。○中 清淨とは正き道に從のことなり、げがれとは惡き道へつき隨ふを云、何ほど身を洗ひ、垢をみがきても、放心して人欲氣偏に引さるれば大なる穢れなり、其心では神慮に叶はぬことなれば、清めの心得を取ちがへぬやうにとの教也。

是等は吉田流の卜部兼俱、伊勢流の度會家行、理當心地流の林羅山垂加流の伴部安崇の著書より其一例を示したるに過ぎず。此の如きの類は神道者流の書中實に枚擧に遑あらず。即ち彼等は從來の身體の清淨や外界の清淨を外清淨とし、新に之に心の清淨を加へて内清淨となし、内は本にして外は末なりとも説き、或は心の清淨は内外の清淨を兼ねるものとも云ふに至れり。而して此思想の極端に表はれしは三社の託宣に於て、此の如く既に之を見るを得可し。

而して此事は、前陳の如く伊勢に於て、斯思想既に鎌倉時代に神官間に發達し、特に汚穢の喪葬を掌り神を以て佛の垂跡とせる僧徒間に歡迎せられたるが、又儒者の間にも徳川時代に於ては既に、「仁者無敵」の口吻に似て、「仁者には忌なき事」を王陽明學派の著る

しく唯心論に傾ける)中江藤樹熊澤蕃山の常談書牘類を蒐録せる書に見出すに至れり
儒家筆記○元祿二年正月十日の序あり

三社託宣之註

(春日大明神託宣)

略○上宜ナル哉春日大明神ノ重服深厚ノケガレヲ厭ヒ玉ハズシテ慈悲ノ家ノ守護神トナリ玉フ事。故ニ知ヌ仁者ニハ忌ナキ事ヲ。只ヒトリ春日ノ神ノミニアラズ然ルニ天神地祇三十番神諸ノ神明慈悲ノ家ヲ守護シ玉ハヌハナシ故百難ヲ即滅シ萬福ヲ來ラシメ積善ノ餘慶子孫ニ及ベリ。

又橘三喜に至ては更に宗教的となり、淨土教の徒が彌陀の名號を稱ふれば諸罪消滅と考ふる如く、天照大神の御名を口にすれば諸穢盡く祓除せらるとなすに至れり。

神道四品緣起

惣して垂跡の社には淨穢を隔つる事あれども、本地の神には心よりたゞまざる穢はかつてきはらず。其上天照皇大神は、諸神諸佛の惣御本地なれば、忌穢少しもとがめ給はず、死穢、産穢、月水穢、其外何れの穢ある時も、御名號をとらふれば、其功德によりて、けがれ悉くはらはれて、一切の願成就すべしとの神教なり。引導の歌に曰く、

生れ來ぬ、先も、むまれて、住める世も、

死しても神のふところのうち。

予は固より内清淨は外清淨よりも更に發達したる思想なるを認むるに吝ならずと雖とも、獨り是のみに重きを置き、外清淨を蔑視して顧みざる矯角殺牛的の極端説は終に我固有の純神道を逸脱したるものと信ず。我輩豈徒らにバリサイ人の羈に倣ふものならんや。

猶ほ又此神が慈悲を主とし給ふことに就きては、春日權現靈驗記に明神自ら慈○悲○萬○行○菩薩○と仰られしことを記すも、神佛混淆時代に出來たる此類の書には、他神々にも亦かゝる類數多見ゆれば、之を以て必ずしも此明神のみの特色とする能はず。選集抄にも慈悲は諸善の根本諸佛の體なり」とさへ云へり。所謂佛心者大慈悲とは是觀無量壽經の意なり。

されば是等三社託宣の内容を分析し比較し研究し行くときは、この三社託宣は何れの神に持行くも何れも差支なく當てはまるものたるを見るなり。

果して然らば、何故に斯の如く、いづれの神にも通用せる諸託宣中より、截然互に特色ある、所謂三社託宣が組織せられたるか、我輩は更に之に論及すべし。

新三社並に其託宣の材料は足利時代に於ける時代思潮にして、特に通俗的世間的にこの思潮の既に成熟せしは前陳の如し。而て我輩は更に進みて學說に於ても亦然りし所以を證すべし。

前陳の如く、我古神道も世通人心が儒佛の影響を受けて漸々精神的に趨くの一般機運に漏れず、三種の神器の如きも單に神聖なる傳國の重器としてのみならず、後には學者識者によりて、之を以て智仁勇三徳の象徴シムボウをも兼ねると考へらるるに至れり。吉野朝時代の碩學にして神道及歴史の泰斗たる北畠親房は、其渾身の熱血を注げる神皇正統記に於て、左に引用する如く、鏡を以て正直を、玉を以て慈悲を、劍を以て智慧を表すとし、而て其中、鏡を本とし之を以て宗廟の正體にして明を象りあれば慈悲決斷は自ら其中に含まるゝと説くに至れり。今之を三社託宣に比較するに、天照皇大神が其組織の中心本尊を成し且つ皇室の大祖神として之を代表し給へるのみならず、八幡大菩薩は其子孫春日大明神は其臣下に在しませば、畢竟二神は此大神に對立するものにあらずして其從屬たること、猶ほこの二神により代表せらるる幕府の足利氏攝關の藤原氏が皇室の臣下に外ならずして、皇室を離れて彼等が獨立に存在するにあらざると一般なり。又伊勢の御神體は勿論明鏡にして、我皇室の尊嚴なる、高く臣民の上に臨御し日月の私

照なきが如く公平に之を治め給ふこと猶ほ明鏡の萬象に對するとひとしければ、三社託宣中の天照皇太神宮の御託宣にも、正直は終に日月の憐を蒙り、惡計は必ず神明の罰に當るを論し給ひたり。而して八幡は武臣たるもの、氏神として、劍を其象徴とし、剛直決斷の徳を標し給ふなれば、其御託宣は寧ろ鐵丸銅焰の苦を忍ぶも斷じて非禮を受けざるべきを顯はし給ひ。又春日は文臣たる公卿の氏神として、玉を其象徴とし、柔和善順の徳を標し給ふものなれば、其託宣は慈悲ある人の祈請には神道に於て最も嫌忌する死穢をも顧みずして其室に趣かんと宣へり。即ち三社託宣の本意を神皇正統記の説に比するに殆んど符節を合するが如きものあり。

神皇正統記

鏡は一物をたくはへず、私の心なく、萬象を照すに、是非善惡のすがたあらはれずといふことなし、其すがたに隨ひて感應するを徳とす。是正直の本源なり。

玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり。劍は剛利決斷を徳とす、智慧の本源也。

此三徳を翁受すしては天下の治まらんことまことにかたかるべし、神勅あきらかにして、詞約かにむねひろし、剩之神器にあらはし給へり、最かたじけなき事にや。中にも鏡を本とし、宗廟の正體とあふがれ給ふ鏡は明をかたちせり、心性あきら

かなれば慈悲決斷は其中にあり。

正統記の説も必ずしも全部敢て親房の新案なりと謂ふべからず、其前代より來りし必然の徑路あり、亦多少の資料もありと雖も、かく簡潔にかく明快に秩序的に説明せらるるに至りては、著者の人物と境遇とに照らして、此解釋は眞に光輝あり活潑々地の生命あるを覺ゆ。博學なる兼俱豈此書等を知らざるの理あらんや。又機を視るに敏にして策略縱横の兼俱豈に此學説の後世益々勢を得て天下を風靡するを知らざらんや。是れ彼が三社託宣を編成する「暗示」を此に取れるにあらずやと疑ふ所以なり。見すや徳川初期の朱子學派頭領林羅山の神道傳授、陽明學派の巨儒熊澤蕃山の三輪物語及三社託宣註、同中期の雜學考證家皇國の神道俗說等に就きて、井澤長秀の天瓊矛記等の如き、皆此説に同じきを。たゞ儒教と益々密接になり來りて、我國固有の惟神道即皇道祭政一致の精神を、儒教の最重要素王道若くは人道の語を藉りて、之と神道とは理一而不二なるを闡明し、且つ正直決斷慈悲の語或は和臭を帶び來り或は佛語なるを以て之を洗煉し、儒教の有名なる三達徳仁智勇に代へ但しそれが爲め正統記の劍を以て智慧の本源とせるを或鏡に移し代へたりされど大體の意味に於て異變なし。は又日月星の三光を以て之に擬するあるに至りしに止まるのみ。

神道傳授

三種神器

一〇中此三の内證は、鏡は智也、玉は仁也、劍は勇、智仁勇の徳を一心に保つ義也、心に在ては智知勇也、あらはし器と成時は玉と劍と鏡と也。是を以て國家を治守也、又鏡は日に像り、玉は月にかたどり、劍は星に像る、此光ありて天地明なるが如し。三種神器備て王道治る、王道神道理一也。

三輪物語

〇上略三種神器を樂く鏡は知徳の象也、玉は仁徳の象也、劍は勇徳の象也。鏡は心の神明にして虚靈不昧成にかたどれり、天に在ては日光とし、事にをきては正直とす。玉は心の温潤にして、慈愛とし恭敬なるに象れり、天に在ては月光とし、事におきては委曲とす。劍は心の剛強にして堪忍、斷なるに象れり、天にありては星とし、事にをきては威武とす。〇中明鏡曲玉寶劍わかつからず、神明の徳也、ある時は共にあり、三光あれば天也、三種の神器あれば天子也、知仁勇あれば人也、鏡は知也、玉は仁也、劍は勇也。

儒家雜記

三社託宣文註

(天照皇太神託宣註)

三神本一性ニシテ、直慈義モト一徳也、故ニ正直ニシテ慈悲勇義ナキハ眞ノ正直ニアラズ、慈悲ニシテ正直勇義ナキハ眞ノ慈悲ニアラズ、勇義ニシテ正直慈悲ナキハ眞ノ勇義ニアラズ、アル時ハ共ニアリ。是故ニ知ヌ三神體ナシ、正直是レ其體、三神心ナシ慈悲是其心、三神奇特ナシ義理是其奇特。三神ノ體天滿自在ナラシムベキハ人道ノ正ニアリ、三神ノ心天下ニ明ラカナラシムベキハ人道ノ仁政ニアリ、三神ノ奇特天地ノ間ニ行ハルベキハ人道ノ禮義ニアリ。

神道天瓊矛記

治世の要は柔剛正直の三を過ぎず、和なければ人したします、故によく柔なり、是八坂瓊曲玉にて仁にかたどる、威なければ下あなどる、ゆるむによく剛なり、これ草薙寶劍にて勇にかたどる、まがれは教、おこなはれず故によく正直なり、是八咫寶鏡にて智にかたどる。

一書云、此三器をもつて日月星の三光に比す、三光なければ天地くらし、三器なければ朝廷あきらかならず、日月の二字をあはせ明とす、明は光かゝやく體にて則神明の徳也、日月といふ時は星を兼たり。

斯學説は既に吉野朝時代に於て實にかくの如く發展したるものなれば、室町時代に

生れ、儒學佛教を神道の潤色とするを主張する兼俱の學派にありては、何ぞ此說に賛せざらんや。而して徳川時代に至ては、苟くも皇國の事に心を留むるものは、單に神道家のみならず、國學者漢學者も、哲學者思想家も、歴史家も、雜學家も、志士論客も、大抵盛に此說を主張せざるはなく、三光比喩説は蛇足とし多水戸學派の明治の耆宿にして大日本史完結の任を全ふせられたる恩師故博士栗田寛先生の天朝正學にも亦此事見え、尙ほ現時も此說を奉ずるもの少からざるなり。兼俱たるもの豈に斯の如く其當時益々有力となり行く這種學說を逸せんや。是れ前に陳べし如く彼の三社託宣編成の「ひんと」標準は、或は此にあらずやと忖度する所以なり。

人或は言はん、三社託宣出現の動機は既に聞くを得たり、敢て問ふ之を卜部吉田兼俱著先^{は其}に歸するは何ぞやと。

我輩は之に答へて曰はん。

(一) 其書に見えし時期は、前陳の如く文明二年即ち兼俱三十四歳の時にして、既に彼の學說成り聽者の歸依信仰を博すべき年齢に達したるとなれば、其前に後花園院の之を書し給ひしと此時始めて實隆公記に見ゆるも怪むに足らず。而して其一本奥書に永享十年(此時兼俱は生れて四歳)とありて、其頃の作と思はるる諸神本懷集には、猶

は未だ三社託宣の成形を見ずして、却て其中に記されたる八幡託宣は三社託宣中の八幡春日兩社の分を合せたるものたるを知るのみ。又諸神本懷集の如き疑はしき書は姑く置くも、室町幕府の世臣にして聽訟を掌りし飯尾善祥の、其穉子幼姪に教えんために享徳三年(此時兼俱二十歳)に編成せし事物類聚(即ち童蒙用)兼大節用集たる撮壤集には、神部の門を設けあれども三社並に其託宣の事なし。當時の辭書になきを以て、直ちに其時代に其物無かりしならんと斷ずるは極めて危険なることなれども、當時若し既に三社託宣なるものあらば、其通俗平易にして信仰並に教訓に好適の題目たる故に、老少を問はず廣く之を崇拜信仰すること後世の如くなりしなる可きを以て、更に九十四年後の天文十七年の色葉運歩集の之を記載すると同一轍とまで行かざるも、少くとも三社の名目位は節用集に載せられるべきに、そのこれなきは、思ふに當時兼俱尙弱冠の身なれば未だ此組織をも案出せず、又そを案出したりとすも、未だ廣く世に公布せられざりしためならん。此託宣の發生地として最も適當と思はるる京師に世住し、且つ判官として、上下一般の事情に精通する飯尾善祥にして、若し其當時に此託宣ありしならば、其家庭教育に極めて適當なる此の如きものを童蒙用の其著書に収録せざる筈なからんと信ず。其収録せられざりしは恐らくは當

時是れ無かりしが爲めならんか。

(二) 其出所につきても、此託宣を受けたるものを或は吉田神主と汎稱し、或は兼延或は兼豊作とし、特に兼俱自身は春日大明神の彼の先祖たる伊比丸に託宣し給へりとの説を吐けり。而て是等の人々は皆彼の祖先なりしの事實を以て考ふれば、卜部氏の手に此三社託宣が出でたるを疑ふは理無きにあらずと信ず。

(三) 三社託宣は卜部氏歴代中之を兼俱の作とするを以て最も其時勢と時期とに適することは前に陳べたるが如し。卜部家の文書は未だ世に公開せられざるを以て我輩は不幸にして未だ之を見るの機を得ざるも、そを閲覽せられたる三浦周行博士より傳聞するに、兼俱以前のものに三社の事更に見えずとの事なり。現存文書に見えずとて、直に之を論據として否定説を主張するも、亦極めて危険なることなれども、他の事情を參酌して、我輩は益々三社託宣の兼俱の作なるを信せんと欲するものなり。

(四) 次に兼俱の人となりは實に之を爲すに適す。即ち彼の學識は一世に傑出し、皇室に於ては後土御門天皇、攝關家にては二條持通、將軍家にては足利義尙を始めとし、公卿にては中御門宣胤、特に神道の名家にして後世卜部氏と氷炭相容れざる白川家の忠富に至る迄、其説を聽信し、且其神道は純神道の勃興迄天下後世を風靡し、其子孫は

神通界の霸者たるの位置を占むるに至りたるほどの傑物にして、其博學雄辯は神儒佛を包括し、晴富宿彌記に「佛教儒道爲神道之根元趣等令演說誠驚耳者也」と感嘆せしめたる程なれど、其性行頗る術數に長じ、霸氣滿々たるの人なり。文明十八年十二月二十二日伊勢の宇治(内宮側)山田(外宮側)の戦争により、山田の徒外宮正殿に籠り火を放ちて自殺し、翌年其神官の内訌により其一人たる基直より此兵燹の爲め外宮神體紛失の注進あるや、彼は之に乗じて或は後土御門天皇に説き奉り、神體之義兼俱口傳存知之由申候也」と稱し、其六月檢閲勅使の命を得たり。然れども社家の峻拒に逢ひて行くを果さず、心算齟齬せしならんも、其翌々年即ち延徳元年、即ち彼が三社託宣由來説を出せるの年の三月廿五日及び十月四日に伊勢内外宮の御神體京都吉田なる彼の吉田齋場に天降りりと密奏し、終に天皇の叡覽に入れ奉り、無疑所被思召也の御證明を受け、又其家の天兒屋根命より神道及所謂神籙璽を正傳せられたるを證せん爲め大化六年鎌足の傳授附屬文書及神籙璽をも新造し、又奈良春日本社に鎮座まします藤原氏の氏神たる大明神の尊高の位置を、竊に自己の奉祀する同神吉田社に移さんとして、長和六年、藤原道長の平安京に遷都後は京の吉田社を同氏の氏神とすべしとの書案を偽造し、又其家の位置を尊くせんとして承安五年の院宣及び嘉祿三年及嘉

曆二年の繪旨を假作するの類比々皆是れなり。されば彼の三社託宣の如きも他に反證なき限りは、其平生の舉動より此の如き事に對して注意人物たる兼俱の作れるものならんと認めらるゝも、亦已むを得ざることなるべし。

(五) 此三社託宣に見ゆる神儒佛調和の思想は兼俱の學說に合せること既に前に陳べたり。又時勢並に時代精神より考ふるも此三社託宣の彼の時に編成せられたるものと見るべき理由あること亦既に前に陳べたるが如し。

之を要するに此三社託宣は時勢並に時代思潮に於て當然此に達すべき傾向を有せしものなるや明かなり。而て之に加ふるに吉田兼俱の如き博學多才にして權謀に富み霸氣滿々たる人出て、能く舊來資料の散漫普汎なるものを組織大成し、即ち皇家の祖神天照太神宮託宣には正直普照、源家幕府の氏神八幡大菩薩には勇猛清淨、藤氏攝關の氏神たる春日大明神には慈悲柔和の徳あるものと教へ、以て各神夫々特色に適合せる託宣を組成すると同時に、其文體及形式を同様に組立て、三者相須つて離れざらしめたるならん。斯くして三社託宣は以て信仰箇條たらしむべく以て倫理の格言たらしむべく。以て或は識者の意志にも資すべく以て愚蒙の教化に益すべし。斯くの如くにして始めて生氣あり活力ある三社託宣を得たるなり。兼俱の三社託宣を作れる動機の

如き姑く置き三社託宣は社會風教上實に少からざる功績あり。彼の如きは固より述而不作の聖人に非ずと雖も述而大作の豪傑たりと謂つ可きなり。

第四章 餘説

予は前章に於て、略は如何に此三社託宣信仰の廣く且つ深かりしやを説きしが、今此に對照すべきもの一二を附記すべし。

此託宣の能書家によりて筆せられしことは、室町時代には京師の中御門宣胤、江戸時代には江戸の三井親和等の揮毫のことを記せり。此には更に親和より先きに近江彦根侯臣岡本半助の書と傳へらるゝものあるを加ふべし

瓊浦雜綴(○太田蜀山人)

○岡本半助の書しと云、三社託宣を得たり。其書甚うるはしく見ゆ。按書畫一覽に岡本半助正初名後宜就に改む、喜菴又無明道者と號す、彦根侯軍師、松花堂と友たり、書法嵯峨天皇の御體を學ふと云へり、故に世に天皇流と稱す。連歌及茶道を好む、風流一時に聞ゆ云々。(文化十二年)五月十二日。

又其和歌と稱せらるゝものあり。固より兼好筆にあらざること論を待たずと雖とも、其江戸時代に深く信仰せられて、終にかゝるもの生するに至りしなり

金曾木〇蜀山
著

一今の三社の託宣は嵯峨天皇の御作にして、三社の賛といふものなりとぞ。

著〇同人
一詰

一言にも三社託宣といふは嵯峨天皇の御作に又三社の和歌あり、
て三社の御歌なるよし或書に見えたりとあり

直なる心を守る、おとこ山、榮行ことの、あらんかきりは

五十鈴川ながれの末も絶やらし、たまらぬ水に光ある月

むかしより、跡たれそめし、みかさ山、いのる袖にと、かよふ神風

印

此印ある石摺を見たり、兼好法師か筆なりといふ傳ふ。略〇下

石楠堂隨筆〇蜀山
著

〇兼好法師三社託宣の歌とて三覺山月桂寺にあり。

(歌同前略す)

又其狂歌に譯せられたるものには

無心抄〇僧如雲著、安永七年七月
九月望の跋あり、大坂出版

三社託宣

伊勢

よるも晝も、雨がふつても、降らなくても、大千世界天てらす神。

八幡

鐵丸を、たとひくふとも、けがれたる人の心は、のみこまぬ神。

春日

みしめ繩、心にはりて、惡をさけ、慈悲をたるとを、神といふ也。

又延寶六年に既に三社託宣由來てう歌曲本京師に於て出版せられたること前に記せしが、此には元祿頃と思はるゝ俚俗の笑話本にも亦既に天照大神の託宣の一節が引用せられあるを記すべし。

初音草咄大鑑○洛下寓言子序作(京都)五條橋通川勝五郎右衛門出版、予の見たる古本には、年號を記さず、大久保龍雪氏の笑話書目には、安永五丙申年に係り

⑤ 梅法師は昔の皴

正直は、一旦の依怙にあらずとかや。すんと孝行にてなみだもろき人、さる方へふるまひにゆかれけるととき。平皿なる筈羹をみて著をからりとすて、なみだをはらくとこぼされければ、亭主きもをつぶして、これは何となされたといへば、あの梅ぼしを見ましたれば、死なれた母じや人のことがおとひたされて、なげきますると

いふた

而して予は重ねて此託宣の往時にありては、神儒佛の三徒によりて信仰せられたるのみならず。特に朱子派の泰斗山崎闇齋家の累代之を信じ、又陽明派の巨擘熊澤蕃山等の其註解あるに感ずるものなり。たとへ兩先生とも儒學首信の常套を脱し、而て又之國體と神道を重んじたるによるとはいへ。而て又之を版行施本せる浄土宗の智堂、並に其註解闡明に心血を註ける眞言宗の亮盛の熱心に感ずるものなり。

又前章に見えたる諸家並に諸説に加ふるに、此章の俚歌巷談等を参照せば文學東漸の爲もあるべけれど、徳川時代の初期に於て、此三社託宣が特に廣く京坂並に其附近の地に廣く行はれたる痕迹を示すが如きも、亦或は以て此託宣が之より遠からざる時代に於て此附近に發生したる、即ち更に範圍を狭めて言へば足利時代の中葉以後、京師に於て卜部兼俱の手により編成せられ、爾後其徒によりて益々廣められたるを暗示するにあらざるなきか、

終りに臨み恩師博士三上參次先生の教示知友中川(忠順)學士(岡百世)學士の厚意並に同人加藤玄智博士、長井(眞琴)學士の助力を深く感謝す、又此稿は一昨大正二年末急々一氣呵成に草了せしものなれば、自ら意に満たざるもの甚だ多し。然れども前半は既に

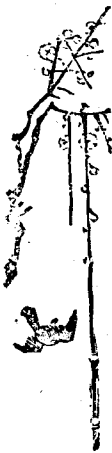
に公にせられたれば、更に稿を改むる能はず。謹んで讀者諸君の推讀を仰く。

前號に神道の重要素たる正直の語の支那出典の一二を擧げしが、今本朝に於ける古き用例は、既に日本書紀繼體天皇廿一年六月條に「大伴大連等劔曰正直仁勇、通於兵事、今無出於(物部)鹿鹿大右。」云々とあり。

又伊勢太神宮と正直の關係につきても、前々號に記セしが、尙ほ砂石集に

「太神宮御事。去弘長年中ニ、太神宮へ詣テ侍シニ、或神官ノ語りシハ、當社ニ(中略)御殿ノカヤアキナル事モ、御供ノ黒モ人ノワツラヒ國ノツイエチ思食故也。カツチ木モスグニ、タルキモマ、ガラヌ、人ノ心チ直ナラシメント思食故也。サレバ必ズナチニシテ民ノワツラヒ國ノ費チ思ハン人、神慮ニカナウベキナリ」

とあり又芳野朝時代の夢想國師の夢中間答にも亦之を記して「社壇其中にあり地を平かにひかれたる事もなし、たゞかたきがりなる山すがたのまゝなり、寶殿はかやぶきにしてもと皆すぐなり。鳥居の蓋もそらされず、御供の米はたゞ三杵つくばかりなり神官巫女及參詣の貴賤言語をいださず行歩も亦つゝしめり是則ち淳素正直の風體を諸人にしめされ内外清淨の利益を萬世にほとし玉ふよしなり(中略)宇佐八幡大菩薩も亦正直の首にやどり玉はんといふ誓ありしを引く若此正直の道に入給はずは、たとひ貴人高僧の御首なりとも大菩薩のやとらせ給事あるべからず、いはんや餘人をや。伊勢八幡の御事のみかゝるにはあらず、其餘の諸神逆順の方便ことなるといへとも、哀憐の旨趣は同じかるべし」とせり



世人爲榮利纏縛、動曰塵世苦海、不知
雲白、山青、川行、石立、花迎、鳥咲、谷答
樵謳、世亦不塵海亦不苦、彼自塵苦其心爾

(柴根譚)